

(証券コード2404)
平成29年11月13日

株主各位

東京都目黒区東山三丁目8番1号

株式会社 **鉄人化計画**

代表取締役社長 岡崎 太輔

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面にて議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年11月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年11月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区東山三丁目8番1号 東急池尻大橋ビル2階
株式会社鉄人化計画本社 大会議室
（開催場所を平成29年8月開催の臨時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（平成28年9月1日から平成29年8月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類について、平成29年11月27日（月曜日）までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tetsujin.ne.jp>）にて掲載することにより、修正事項をお知らせいたします。

◎株主総会終了後、新経営陣から株主の皆様へ今後の展望についての説明会を開催する予定であります。この機会に是非当社に対する理解を深めていただきたいと思います。

(添付書類)

事業報告

(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、中国を始めアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等によって、日本国内の景気下押しへのリスクを抱えております。

一方、カラオケ業界におきましては、カラオケ人口、カラオケルーム共に横ばいが続いている中、運営事業者間の競争は激化しており、今後も人口減少の影響も受け、厳しい環境は続くものと予想されます。

このように、カラオケルーム運営事業における競争環境は年々激化しているにもかかわらず、ここ数年、旧経営陣が、新規事業（T・Rプロジェクト）開発へ当社グループの経営資源を集中する余り、店舗ごとの課題点、問題点に対し把握はしていたものの、恒常的に必要なカラオケ店舗への設備投資をしてこなかったことに加え、店舗スタッフの採用や教育といった人材育成投資もほぼしてこられず、結果として、「退職率の増加」、「売上高の低下」、「営業利益率の悪化」の恒常化に繋がり、当連結会計年度において14店舗もの多数の店舗で店舗固定資産の減損が必要となったこと、資産除去債務の計上基準に従って既存15店舗で資産除去債務を計上したこと、および資産除去債務計上済み36店舗について昨今の工事費用の高騰を受け見積金額を修正したことから特別損失を計上するに至っており、そのような状況の下、多くの個別店舗の収益力低下は否めず売上高は前年を下回る結果となりました。

この売上高の減少を販売促進活動で補うべく費用を投下いたしました。アニメやゲームとのコラボ企画が堅調に推移し一定の成果を出したものの、その他の施策は期待する成果を得られず、また、利益面においては、カラオケ店舗の運営では固定費の負担が比較的大きく、売上の減少時には利益の減少幅が大きくなる傾向があることから売上総利益は更に前年を下回る結果となりました。

本来、売上の減少に伴う売上総利益の減少に対しては、本社管理部門において、経費コントロールによる本社コストの削減を行い、営業利益の確保に努めるべきですが、新規事業（T・Rプロジェクト）開発偏重に伴う人件費増に加え、前々代表取締役の報酬額増額と経費支出の増大等、増大した一般管理費の削減まで至らず、営業損失及び経常損失を計上することになりました。

このように、当社グループは、旧経営陣が偏重していた新規事業（T・Rプロジェクト）開発方針のみならず、主たる事業であるカラオケルーム運営事業や本社管理部門においても経営方針の見直しが必要となっておりました。

こうしたなか、当社は、平成29年6月9日に、株主より、独断的職務遂行を解任理由とする当時当社代表取締役社長であった堀健一郎氏の解任と当社生え抜き社員による経営への回帰を図ることを目的として臨時株主総会開催請求を受け、平成29年8月3日の臨時株主総会におきまして、新たに当社生え抜き社員の抜擢を含めた4名の取締役を選任し、経営陣を一新しております。

新経営陣は、短期間で、当社グループの現状の正確な把握に努め、当社グループにおける主たる事業であるカラオケルーム運営事業において、個別店舗ごとの将来期待収益力の向上のための抜本的なテコ入れを行う準備を進めるとともに、新規事業（T・Rプロジェクト）開発方針を当社グループの現状に即して見直し、本社コストの削減のための本社の店舗運営部門及び管理部門、その他組織改編を行い、多額の減損損失を特別損失として計上するのやむなきに至りましたことから、親会社株主に帰属する当期純損失の計上、更には純資産額の大幅な減少を招く結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高7,830百万円（前年同期比2.4%減）、経常損失167百万円（前年同期経常利益183百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,584百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純損失349百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

以下の売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

(カラオケルーム運営事業)

当事業におきましては、旧経営陣による新規事業（T・Rプロジェクト）開発への傾注が、不十分なカラオケ店舗への設備投資や人材育成投資を招き、その結果店舗収益力が低下したことから、売上高及び営業利益の減少となったことに加え、多数の店舗で減損処理が必要となり、多額の特別損失を計上するに至りました。

また、当連結会計年度に営業権を取得した東京西麻布のレストランカラオケ「Voice」については、旧経営陣の営業権取得時の見込みが甘く、当初想定していた売上予算値と実績との乖離が著しく、およそ回復できる目処の立つレベルでないことから、営業権取得時ののれんについて減損処理を行うことになりました。

また、カラオケルーム運営事業は年々競争激化し収益確保は難しくなっていることから、当社グループは、カラオケルーム運営事業を補完し、もう一つの収益の軸となり得ることを期し、新規事業（T・Rプロジェクト）開発への経営資源の集中をこの数年強力に進めてまいりました。旧経営陣は、早期事業化を前提として、新規事業（T・Rプロジェクト）システム開発コストを固定資産（374百万円）として計上してきておりましたが、その一方で、当社グループとして具体的に収益計画を策定するに至らない状況にあり、またこの新規事業（T・Rプロジェクト）開発については、開発期間の長期化に伴い開発コストの増大に歯止めがかからなくなってきたおりました。プロジェクト推進に伴う開発総投資額は運営経費やソフトウェア資産投資を含めて10億円に迫る規模となっているにもかかわらず、新規事業（T・Rプロジェクト）を遂行する事業会社を設立し、運営が軌道に乗るまでに多額の追加投資を要することが見込まれるにいたりました。そうした状況の下、当社の経営体制の変更に伴い、当社は、主たる事業であるカラオケルーム運営事業へ経営資源を集中させるために、今後新規事業（T・Rプロジェクト）開発からは撤退することとし、ソフトウェア資産については減損損失として特別損失処理する一方、その有効活用を模索することといたしました。

業績面におきましては、比較可能な既存店*の売上高が前年同期比97.3%となりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、7,424百万円（前年同期比1.4%減）、営業利益は501百万円（前年同期比37.0%減）となりました。

※ 比較可能な既存店とは、営業開始後12ヶ月を経過して営業を営んでいる店舗で前年対比が可能なものをいいます。以下、同様であります。

(CP事業)

当事業におきましては、「カラオケの鉄人モバイル」サイトを中心に、主にフィーチャーフォン向けのサービス提供を行っております。近年ユーザーのスマートフォンへの乗り換えが進んでおり、売上高及び利益は減少傾向となっております。

その結果、当連結会計年度における売上高は200百万円（前年同期比18.9%減）、営業利益は130百万円（前年同期比10.1%減）となりました。

（その他）

その他の業績概要は、以下のとおりであります。

まんが喫茶（複合カフェ）運営事業におきましては、店舗閉店の影響もあり、売上高は減少となりました。なお、店舗の閉店は賃貸人都合によるものであったことから、受取補償金を特別利益として計上しております。

音響設備販売事業におきましては、カラオケ機器及び周辺機器の販売並びに同機器のメンテナンス業務を行っておりますが、売上高は減少となりました。

また、当社100%連結子会社でアメリカ合衆国の準州であるグアムに本店を置く、TETSUJIN USA Inc. はグアム・タモン地区「Guam Reef & Olive Spa Resort」内でエンターテインメントレストラン1店舗を運営しております。

出店当時の需要見通しの甘さ及び過大な出店設備投資から、営業損失の状態が続いておりましたが、昨今の北朝鮮情勢悪化に伴う同地観光客の激減の影響もあり、将来の業績回復の見通しが立たなくなったことから、建物設備その他について、減損損失による特別損失を計上することとなりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は206百万円（前年同期比17.7%減）、営業損失は6百万円（前年同期営業損失37百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの売上高は次のとおりであります。

区 分	第 18 期		第 19 期			
	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減比 (%)
カラオケルーム運営事業	7,528	93.8	7,424	94.8	△104	△1.4
C P 事業	247	3.1	200	2.6	△46	△18.9
そ の 他	250	3.1	206	2.6	△44	△17.7
調 整 額 (注 4)	△0	—	—	—	0	—
合 計	8,025	100.0	7,830	100.0	△194	△2.4

(注) 1. 上記の金額には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

3. 「その他」の事業は、「まんが喫茶（複合カフェ）運営事業」、「音響設備販売事業」及び「不動産賃貸事業」等であります。

4. 調整額は、セグメント間の内部取引消去であります。

(2) 重要な設備投資等の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資につきましては、カラオケ設備の更新を行い、その設備投資額は426百万円となりました。主要な設備は次のとおりであります。

区 分	主 要 設 備
カラオケルーム運営事業	カラオケ機器等

(3) 重要な資金調達状況

当社は平成28年12月26日付で新たにシンジケート・ローン契約を締結し、総額1,300百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、旧経営陣による新規事業（T・Rプロジェクト）開発への偏重した投資方針によって、主たる事業であるカラオケルーム運営事業へ十分に経営資源を投下できていない状況に陥っておりました。

こうしたなか、当社は、平成29年6月9日に、株主より、独断的職務遂行を解任理由とする当時代表取締役社長であった堀健一郎氏の解任と当社生え抜き社員による経営への回帰を図ることを目的として臨時株主総会開催請求を受け、平成29年8月3日の臨時株主総会におきまして、新たに当社生え抜き社員の抜擢を含めた4名の取締役を選任し、経営陣を一新しております。

(全社状況)

新経営陣においては、旧経営陣によるここ数年の新規事業（T・Rプロジェクト）開発への過剰な経営資源の傾注によるカラオケ運営事業の収益力の毀損が、当連結会計年度に営業損失や多額の特別損失の計上、純資産総額に迫る当期純損失の発生の主因と捉えております。

新経営陣の下、毀損した店舗収益力を、平成30年8月期にて確実に回復することを期し、店舗スタッフの採用活動の再開、教育の充実、評価制度の見直しを行ってスタッフのモチベーションアップを図り、店舗の魅力を確実に改善、また本社コストの大幅な削減を断行するなど諸施策を直ちに講じている中、平成30年8月期におきましては、店舗設備へのメンテナンス及びリニューアルを適切に行う計画としたことにより、カラオケルーム運営事業へ必要な資金を十分に投下、先ずはカラオケ事業への原点回帰を進めてまいります。

(カラオケルーム運営事業)

カラオケルーム運営事業への徹底注力の方針のもと、店舗事業本部の体制を大きく現場重視に改編、店舗設備のリニューアルを行うほか、店長不在店舗の増加が売上減少を招いていることから、20名規模の正社員採用を実施し、着実に売上を確保していくと共に、好調なコラボ企画をさらに推し進め、カラオケの鉄人ならではのサービスの提供を進めてまいります。

(CP事業)

当事業におきましては、引き続き効率的なサイト運営を行うことで、利益の確保に努めてまいります。

(その他)

その他「まんが喫茶（複合カフェ）運営事業」におきましては、今後も市場動向と店舗運営コストを注視しながら業績回復に向けた施策を検討してまいります。

当社グループではこうした取り組みを通じて、本業であるカラオケルーム運営事業の収益力回復により、確実な業績回復に努めてまいります。株主の皆様には、近年の業績低迷により多大なご心配をおかけしていることをお詫び申し上げますとともに、皆様のご信任とご期待に応え、経営の建て直しと事業の再成長に向け、全力で取り組んでまいります。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	10,151,770	9,841,789	8,025,547	7,830,901
経 常 利 益(千円)	290,591	441,915	183,466	△167,716
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	133,182	290,439	△349,025	△1,584,162
1株当たり当期純利益(円)	21.44	46.77	△56.20	△255.07
総 資 産(千円)	10,083,442	9,508,180	7,540,897	5,799,315
純 資 産(千円)	1,777,453	2,031,530	1,612,010	16,989

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 16 期	第 17 期	第 18 期	第 19 期 (当事業年度)
売 上 高(千円)	9,000,234	8,732,286	7,909,354	7,700,781
経 常 利 益(千円)	365,422	366,528	175,843	△198,240
当 期 純 利 益(千円)	97,733	129,138	△410,435	△1,581,597
1株当たり当期純利益(円)	15.74	20.79	△66.09	△254.66
総 資 産(千円)	9,698,413	9,543,988	7,536,148	5,791,025
純 資 産(千円)	2,007,035	2,072,634	1,616,288	16,379

(6) 主要な事業内容（平成29年8月31日現在）

当社グループは、首都圏を中心としたカラオケ店「カラオケの鉄人」の営業を主な事業とする他、まんが喫茶（複合カフェ）、エンターテインメントレストラン運営事業、音響設備等のシステム開発及び保守、着信メロディ・着うた[®]音源コンテンツの制作及び販売等の事業等を行っております。

※着うた[®]は株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの登録商標であります。

以下、同様であります。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は次のとおりであります。

事業部門	主要な事業内容
カラオケルーム運営事業	カラオケ店の営業（カラオケの鉄人等）
C P 事業	携帯電話向け音源の制作及び販売、コンテンツ配信
その他	まんが喫茶（複合カフェ）の営業（アジュールエッセ） 音響設備等のシステム開発及び保守

(7) 主要な営業所及び店舗（平成29年8月31日現在）

① 当社

株式会社鉄人化計画	本社（東京都目黒区東山三丁目8番1号）
	店舗 カラオケ店（63店舗） 東京都43店舗、神奈川県15店舗、埼玉県2店舗、千葉県3店舗 まんが喫茶（複合カフェ）（2店舗） 東京都1店舗、神奈川県1店舗

② 子会社

TETSUJIN USA Inc.	本社（グアム）
	店舗 エンターテインメントレストラン（1店舗） グアム1店舗

(8) 従業員の状況（平成29年8月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
男 性	101名
女 性	28名
合 計	129名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数には、パートタイマー等 700名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	101名	△5名	37.0歳	6.1年
女 性	28名	3名	34.9歳	2.9年
合計又は平均	129名	△2名	36.6歳	5.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 社外への出向者はありません。
3. 従業員数には、パートタイマー等 691名（1日8時間換算による期中平均人員）は含まれておりません。

(9) 重要な親会社と子会社の状況（平成29年8月31日現在）

① 親会社との状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
TETSUJIN USA Inc.	182百万円	100%	エンターテインメントレストランの営業

- (注) 台湾における連結子会社（100%出資）の鐵人化計畫股份有限公司は、平成27年1月26日に発表いたしましたとおり、清算すべく手続きを進めております。

(10) 主要な借入先（平成29年8月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	1,250,000千円
株式会社りそな銀行	820,500千円
三井住友信託銀行株式会社	405,000千円
株式会社商工組合中央金庫	392,500千円
株式会社千葉銀行	383,500千円
株式会社武蔵野銀行	307,633千円
株式会社八千代銀行	248,510千円
株式会社横浜銀行	150,000千円
株式会社新生銀行	105,000千円
株式会社東京都民銀行	69,340千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

旧経営陣による偏重した新規事業（T・Rプロジェクト）開発への投資により、店舗収益力が低下したことから、売上高及び売上総利益は減少いたしました。また、新規事業（T・Rプロジェクト）関連の人件費の増加を中心に一般管理費が増加し、営業損失221百万円、経常損失167百万円を計上いたしました。上記店舗収益力の低下に伴い店舗の固定資産について多額の減損損失を特別損失として計上するに至り、親会社株主に帰属する当期純損失1,584百万円の計上と純資産額の大幅な減少を招く結果となりました。

さらに、当社が取引金融機関との間で締結している借入金契約には、財務制限条項が付されているものがありますが、上記の親会社株主に帰属する当期純損失の計上等により、財務制限条項に抵触することになり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社としては、このような状況を解消すべく下記の取り組みを実施しております。

- ① 平成29年8月3日の臨時株主総会においてそれまでの取締役は全員退任し、新たに4名の取締役が選任され、新経営体制をスタートさせております。新経営陣においては、旧経営陣によるここ数年のカラオケルーム運営事業の軽視と新規事業（T・Rプロジェクト）開発への過剰な経営資源の傾注が当連結会計年度に営業損失や多額の特別損失の計上、純資産総額に迫る当期純損失の発生の主因と捉えており、まずはカラオケルーム運営事業において店舗設備投資や人員採用配置、教育等を徹底実行し、基礎的な収益力の回復を進めるほか、当社独自の強みといえるコラボ企画の更なる伸長を推し進める方針です。また、業績の厳しい店舗については適宜撤退を判断して赤字垂れ流しを阻止、更

にガバナンス体制の見直しを行い、予算コントロールを徹底し、肥大化した本社管理費用の削減を進め、確実に安定して利益の出る体制の確保を進めてまいります。

② 財務制限条項の抵触に対しては、上記①の収益改善への取り組みを取引金融機関に詳細にご説明しており、財務制限条項に係る期限の利益喪失につき権利行使を行わない旨の同意を得ております。

上記の内容により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,712,000株
- (2) 発行済株式総数 6,687,200株（自己株式 476,600株を含む）
- (3) 株 主 数 8,303名（前期末比 354名増）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ファースト・パシフィック・キャピタル有限公司	2,200,000株	35.42%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	240,000株	3.86%
株 式 会 社 ド ワ ン ゴ	200,000株	3.22%
日 野 洋 一	199,900株	3.21%
吉 田 嘉 明	185,200株	2.98%
佐 藤 幹 雄	162,600株	2.61%
株 式 会 社 エ ク シ ン グ	120,000株	1.93%
株式会社グッドスマイルカンパニー	80,000株	1.28%
日 野 元 太	72,000株	1.15%
日 野 加 代 子	72,000株	1.15%

- (注) 1. 当社は自己株式476,600株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が保有している職務の執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年8月31日現在）

該当する事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務の執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 崎 太 輔	ファースト・バシフィック・キャピタル有限会社 マネージングディレクター社長室長 株式会社シルバーボックス・プリンシパル執行役員社長
取 締 役	滝 江 成 吉	執行役員 兼 経営戦略本部 本部長
取 締 役	小 尾 敏 仁	株式会社ケイブ取締役
取 締 役	野 宮 拓	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 カブドットコム証券株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	緑 河 久 彰	
監 査 役	尾 堂 孝 一	
監 査 役	江 崎 修 二 朗	

- (注) 1. 取締役岡崎太輔氏は、平成29年8月3日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役滝江成吉氏は、平成29年8月3日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役小尾敏仁氏は、平成29年8月3日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
4. 取締役野宮拓氏は、平成29年8月3日開催の臨時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 取締役 小尾敏仁、野宮拓の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、小尾敏仁氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の規定に基づき、独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役 緑河久彰、尾堂孝一、江崎修二朗の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 代表取締役社長の岡崎太輔については、当事業年度末後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更となり、一切の兼職がなくなりました。
- 平成29年11月1日時点

氏名	地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
岡 崎 太 輔	当社代表取締役社長 ファースト・バシフィック・キャピタル有限会社 マネージングディレクター社長室長 株式会社シルバーボックス・プリンシパル執行役員社長	当社代表取締役社長

(2) 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (4 名)	75,396千円 (10,402千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (3 名)	18,900千円 (18,900千円)
合 計	11 名	94,296千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
なお、当事業年度における使用人兼取締役の使用人分給与はありません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年6月1日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月1日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

①取締役の責任限定契約

取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

②監査役の責任限定契約

監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	見 城 徹	株式会社幻冬舎 代表取締役社長 株式会社テレビ朝日 放送番組審議会委員長 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社 取締役 (非常勤) 株式会社KAB 代表取締役社長 株式会社プランジスタ 取締役	(注)
取締役	山 田 善 則	株式会社日本M&Aセンター 社外取締役 (監査等委員) フォースバレー・コンシェルジュ株式会社 常勤監査役	—
取締役	小 尾 敏 仁	株式会社ケイブ取締役	—
取締役	野 宮 拓	日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士 カブドットコム証券株式会社社外取締役	(注)

- (注) 1. 社外取締役 野宮拓氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同所と顧問契約を結んでおりますが、当事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同所の連結売上高のいずれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。
2. 社外取締役 見城徹氏は、エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の取締役 (非常勤) であり、当社は同社グループとコンテンツ等に関する取引関係がありますが、事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同社の連結売上高のいずれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。
3. 上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取 締 役	見 城 徹	平成29年8月3日開催の臨時株主総会の終結の時をもって退任するまでに開催された取締役会18回のうち17回出席し、経営者に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役	山 田 善 則	平成29年8月3日開催の臨時株主総会の終結の時をもって退任するまでに開催された取締役会18回のうち全てに出席し、経営者に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役	小 尾 敏 仁	当事業年度就任以降に開催された取締役会2回のうち全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
取 締 役	野 宮 拓	当事業年度就任以降に開催された取締役会2回のうち全てに出席し、長年にわたり弁護士として専門的知識を養われているほか、企業経営を取り巻く環境についての豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議等に必要な助言・発言を適宜行っております。
常勤監査役	緑 河 久 彰	当事業年度開催の取締役会20回のうち全て、及び監査役会14回のうち全てに出席し、これまでの常勤監査役としての見地から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	尾 堂 孝 一	当事業年度開催の取締役会20回のうち全て、及び監査役会14回のうち全てに出席し、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	江 崎 修 二 朗	当事業年度開催の取締役会20回のうち全て、及び監査役会14回のうち全てに出席し、コーポレートガバナンスに関する豊富な知識と経験から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を適宜行っております。

(5) 辞任した取締役に関する事項

氏名	辞任日	辞任日における地位・担当及び重要な兼職
堀 健一郎	平成29年6月30日	代表取締役社長
松本 康一郎	平成29年8月3日	代表取締役社長
見城 徹	平成29年8月3日	社外取締役 株式会社幻冬舎 代表取締役社長 株式会社テレビ朝日 放送番組審議会委員長 エイベックスグループ・ホールディングス株式会社 取締役 (非常勤) 株式会社KAB 代表取締役社長 株式会社プランジスタ 社外取締役
山田 善則	平成29年8月3日	社外取締役 株式会社日本M&Aセンター 社外取締役(監査等委員) フォースバレー・コンシエルジュ株式会社 常勤監査役

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

太陽有限責任監査法人 25,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

太陽有限責任監査法人 25,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約について、会社法上の監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりません。実質的に区分できないことから上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

③ 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画説明書の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検討した結果、監査報酬額が適正であると判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性や専門性並びに監査活動の適切性、妥当性及び効率性その他職務の執行に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会は、この決定に基づいて当該議案を株主総会に提出することといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「倫理規程」を設け、この中で当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性の確保等を定めている。取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に則した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守する。
- ② 取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況を報告する。
- ③ 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行する。
- ④ 取締役は、監査役から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査役に毎年提出する。
- ⑤ 当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理する。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・保存し、そしてそれらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- ② 情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」に基づき、グループ企業全体において発生しうるリスクの評価、発生防止及び発生したリスクの対応等に係る体制整備を当社が行うことにより、リスク管理体制を構築する。
- ② コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、リスク・マネジメント委員会（以下単に「委員会」）を設置し、委員会及び委員長の職務権限（グループ企業全体に対する指導権限を有する。）と責任を明確にした体制

を構築・整備する。

- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社のかつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- ② 取締役会付議に係る重要事項については、経営会議で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図る。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業に係る法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢を確立する。
- ② 内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視する。
- ③ 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、委員会より定期的に状況報告を受ける。
- ④ 内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム（相談窓口）を委員会に設置する。
- ⑤ 委員会の設置により、法令等遵守に関する規程の整備並びに倫理規程を周知・徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努める。
- ② 当社は、子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する執行役員を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用する。
- ③ 子会社のコンプライアンス、リスク管理については、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備する。
- ④ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の適正性及び効率性を確保する。
- ⑤ 当社及び子会社における取締役及び使用人による、法令及び定款等に違反する事象又は取引並びに、重大な損失の発生が見込まれる取引が生じる恐れがあるときは、速やかに部署責任者、管理本部長へ報告する体制とする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、取締役は、当該業務を補助する使用人（以下「監査スタッフ」）として適切な人材を配置する。

(8) 使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査スタッフは、業務に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告できることとする。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告する。

(10) 取締役及び使用人からの監査役への報告が、適切に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。

(11) 監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社並びに子会社の役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、当社並びに子会社の役員及び従業員に対しては、本趣旨を周知・徹底する。

(12) 監査役職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について、当社に対し前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該費用又は債務を負担するものとする。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持つ。
- ② 取締役は、監査役職務の適切な執行のため監査役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ③ 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力する。
- ④ 代表取締役・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

(14) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価

を行い、不備がある場合には速やかに是正し改善する体制を運用する。

- ② 財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証する。

当社の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

「取締役会規則」を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を2名選任し、独立・中立的立場から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能を担保しております。

(2) コンプライアンス及びリスク・マネジメント

取締役、監査役及び主要な役職者が出席する委員会を適宜開催し、コンプライアンス及びリスク管理上の問題の審議を行っております。

また、社員が直接通報を行える外部の内部通報窓口を設けているほか、リスクが顕在化した際には迅速に緊急時の対応が行える体制を整えております。

(3) 企業集団における業務執行

子会社の経営管理につきましては、当社の経営戦略本部にて統括し、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(4) 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席及び重要な会議への出席を通じて、取締役の職務執行を監督しております。また、会計監査人との双方向的な情報交換を通じて当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言しております。

(5) 財務報告の信頼性の確保

当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を内部監査担当が検証・モニタリングし、内部統制に不備等が発見された場合には、速やかに取締役・監査役等に報告し、取締役等は、内部統制システムの有効性を確保するための必要な処置・改善を行います。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の状況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

本事業報告中の記載金額及び記載数値につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,122,781	流 動 負 債	2,499,545
現金及び預金	1,462,512	買掛金	139,370
受取手形及び売掛金	122,907	1年内償還予定の社債	100,000
商品及び製品	755	1年内返済予定の長期借入金	1,520,511
原材料及び貯蔵品	51,220	リース債務	41,023
繰延税金資産	66,292	未払金	20,238
前払費用	241,191	未払費用	517,604
未収還付法人税等	12,350	未払法人税等	45,406
その他	168,535	ポイント引当金	19,620
貸倒引当金	△2,984	資産除去債務	52,061
固 定 資 産	3,676,533	その他	43,708
有 形 固 定 資 産	1,655,315	固 定 負 債	3,282,781
建物及び構築物	1,121,313	社債	100,000
車両運搬具	0	長期借入金	2,798,513
工具、器具及び備品	68,506	リース債務	108,977
土地	327,468	資産除去債務	226,865
リース資産	136,677	その他	48,424
建設仮勘定	1,350	負 債 合 計	5,782,326
無 形 固 定 資 産	117,516	純 資 産 の 部	
借地権	0	株 主 資 本	6,415
その他	117,516	資本金	743,509
投資その他の資産	1,903,702	資本剰余金	736,667
関係会社株式	0	利益剰余金	△1,297,211
繰延税金資産	172,203	自己株式	△176,550
差入保証金	1,728,764	その他の包括利益累計額	9,383
その他	5,399	為替換算調整勘定	9,383
貸倒引当金	△2,665	新株予約権	1,190
資 産 合 計	5,799,315	純 資 産 合 計	16,989
		負 債 純 資 産 合 計	5,799,315

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,830,901
売上原価	6,508,896
売上総利益	1,322,004
販売費及び一般管理費	1,543,715
営業業損失	△221,710
営業外収益	
受取利息	63
協賛金収入	126,000
受取保険金	3,818
その他	18,549
合計	148,431
営業外費用	
支払利息	52,393
支払手数料	25,750
その他	16,292
合計	94,436
経常損失	△167,716
特別利益	
固定資産売却益	267
受取補償金	122,590
新株予約権戻入益	41,204
特別損失	
固定資産除却損	21,832
減損損失	1,305,528
関係会社株式評価損	4,999
その他	20,774
合計	1,353,135
税金等調整前当期純損失	△1,356,789
法人税、住民税及び事業税	23,442
法人税等調整額	203,930
当期純損失	△1,584,162
親会社株主に帰属する当期純損失	△1,584,162

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年9月1日残高	743,509	736,667	286,951	△176,550	1,590,578
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,584,162		△1,584,162
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)			—		—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,584,162	—	△1,584,162
平成29年8月31日残高	743,509	736,667	△1,297,211	△176,550	6,415

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
平成28年9月1日残高	1,931	1,931	19,500	1,612,010
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△1,584,162
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額(純額)	7,452	7,452	△18,310	△10,858
連結会計年度中の変動額合計	7,452	7,452	△18,310	△1,595,021
平成29年8月31日残高	9,383	9,383	1,190	16,989

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社
- (2) 連結子会社の名称 鐵人化計畫股份有限公司
TETSUJIN USA Inc.
- (3) 主要な非連結子会社 (株)T・Rプロジェクト
の名称

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（(株)T・Rプロジェクト）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結決算日と決算日が異なる連結子会社
連結子会社名

- (1) 鐵人化計畫股份有限公司 決算日 12月31日
- (2) TETSUJIN USA Inc. 決算日 12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、6月30日現在で本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品……個別法による原価法

その他……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……当社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

- ② 無形固定資産……定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② ポイント引当金……顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…原則として繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましても、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象…当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

③ ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価の方法…特例処理の要件を満たしている金利スワップのみであるため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、合理的に見積もった期間（5年）で均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な繰延資産の処理方法…社債発行費につきましては、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	156,534千円
土地	327,468千円
計	484,002千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	240,000千円
計	300,000千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	3,201,119千円
----------------	-------------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(1) 発行済株式の種類	普通株式
(2) 期末発行済株式の総数	6,687,200株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

平成28年3月25日開催の取締役会の決議によるストック・オプション
24,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。資金運用につきましては、預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、設備資金の調達が必要な場合は、主に長期借入金により調達しております。デリバティブ取引は、一部の長期借入金の変動リスクを回避する目的で利用し、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の信用リスクは、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。

非上場株式及び関係会社株式の投資有価証券につきましては、定期的に財務状況等の把握を行っております。また、差入保証金につきましては、取引開始時に信用判定を行うとともに、定期的に信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、必要に応じて資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

社債及び長期借入金につきましては、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するために、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年8月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,462,512	1,462,512	—
(2) 受取手形及び売掛金	122,907	122,907	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—
(4) 差入保証金	1,728,764	1,726,618	△2,145
資産計	3,314,185	3,312,039	△2,145
(1) 買掛金	139,370	139,370	—
(2) 未払費用	517,604	517,604	—
(3) 社債	200,000	200,083	83
(4) 長期借入金	4,319,024	4,322,162	3,138
負債計	5,175,998	5,179,220	3,221
デリバティブ取引(※)	—	—	—

(※) 当社はヘッジ会計の会計処理を特例処理によっており、長期借入金と一体として処理されているため、連結貸借対照表計上額はありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債権等は取引所の価格又は金融機関から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

貸借契約満了により、将来回収が見込まれる差入保証金について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金及び(2)未払費用

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（1年以内に償還予定のものを含む）

社債の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む）

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引の特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

関係会社株式0千円につきましては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	2円54銭
(2) 1株当たり当期純損失金額	△255円07銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年10月27日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鉄人化計画及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,127,440	流 動 負 債	2,491,864
現金及び預金	1,449,654	買掛金	137,494
売掛金	119,900	1年内償還予定の社債	100,000
商品及び製品	755	1年内返済予定の長期借入金	1,520,511
原材料及び貯蔵品	50,313	リース債務	41,023
前払費用	239,485	未払金	20,238
繰延税金資産	65,233	未払費用	512,293
未収入金	160,627	未払法人税等	45,406
未収還付法人税等	12,350	前受り金	2,165
その他	86,999	預り金	8,257
貸倒引当金	△57,880	前受り益	11,648
固 定 資 産	3,663,585	ポイント引当金	19,620
有 形 固 定 資 産	1,655,620	資産除去債務	52,061
建物	1,107,360	その他	21,143
構築物	13,952	固 定 負 債	3,282,781
車両運搬具	0	社債	100,000
工具、器具及び備品	68,560	長期借入金	2,798,513
土地	327,468	リース債務	108,977
リース資産	136,928	資産除去債務	226,865
建設仮勘定	1,350	その他	48,424
無 形 固 定 資 産	117,575	負 債 合 計	5,774,646
ソフトウェア	103,490	純 資 産 の 部	
その他	14,085	株 主 資 本	15,189
投資その他の資産	1,890,389	資本金	743,509
関係会社株式	0	資本剰余金	735,859
関係会社長期貸付金	25,396	資本準備金	735,859
繰延税金資産	172,067	利益剰余金	△1,287,629
差入保証金	1,715,828	その他利益剰余金	△1,287,629
その他	5,164	繰越利益剰余金	△1,287,629
貸倒引当金	△28,067	自 己 株 式	△176,550
資 産 合 計	5,791,025	新 株 予 約 権	1,190
		純 資 産 合 計	16,379
		負 債 純 資 産 合 計	5,791,025

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,700,781
売 上 原 価		6,383,465
売 上 総 利 益		1,317,316
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,542,386
営 業 業 損 失		△225,070
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	626	
協 賛 金 収 入	126,000	
そ の 他	21,822	148,449
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	52,775	
支 払 手 数 料	25,750	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	30,195	
そ の 他	12,899	121,619
経 常 損 失		△198,240
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	267	
受 取 補 償 金	122,590	
新 株 子 約 権 戻 入 益	41,204	164,062
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	21,832	
減 損 損 失	1,153,451	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	127,237	
そ の 他	20,774	1,323,296
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,357,474
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,442	
法 人 税 等 調 整 額	200,680	224,123
当 期 純 損 失		△1,581,597

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年9月1日から平成29年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
平成28年9月1日残高	743,509	735,859	735,859	293,968	293,968	△176,550	1,596,787
事業年度中の変動額							
当期純損失				△1,581,597	△1,581,597		△1,581,597
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,581,597	△1,581,597	—	△1,581,597
平成29年8月31日残高	743,509	735,859	735,859	△1,287,629	△1,287,629	△176,550	15,189

	新株予約権	純資産合計
平成28年9月1日残高	19,500	1,616,288
事業年度中の変動額		
当期純損失		△1,581,597
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△18,310	△18,310
事業年度中の変動額合計	△18,310	△1,599,908
平成29年8月31日残高	1,190	16,379

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品及び仕掛品……………個別法による原価法

そ の 他……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。

（リース資産
を除く）

ただし、当社は建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、法人税法に定める定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額20万円未満の少額減価償却資産につきましては、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産
を除く）

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) ポイント引当金……………顧客に対して発行したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費につきましては、支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………原則として繰延ヘッジ処理によっております。
また、特例処理の要件を満たしている金利スワップにつきましては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
- ③ ヘッジ方針……………デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲でヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性の評価の方法…特例処理の要件を満たしている金利スワップのみであるため、有効性の評価を省略しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却につきましては、合理的に見積もった期間（5年）で均等償却を行っております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	156,534千円
土地	327,468千円
計	484,002千円

(2) 担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	240,000千円
計	300,000千円

2. 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,300,733千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

(1) 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	86,363千円
長期金銭債権	25,396千円

(2) 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務	－千円
長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社との営業取引	－千円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引	957千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

(1) 自己株式の種類	普通株式
(2) 自己株式の数	476,600株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(1) 流動資産	
未払事業税	10,979千円
未払事業所税	6,294千円
商品評価損	6,990千円
未払水道光熱費等	14,918千円
貸倒引当金	1,445千円
前渡金評価損	3,643千円
売掛金	2,134千円
ポイント引当金	6,054千円
資産除去債務	16,066千円
その他	1,777千円
小計	70,305千円
評価性引当額	△5,071千円
流動資産	65,233千円

(2) 固定資産	
減価却超過額	423,612千円
関係会社株式	57,412千円
貸倒引当金	8,595千円
資産除去債務	69,466千円
減損損	186,960千円
繰越欠損金	83,342千円
その他	5,785千円
小計	835,174千円
評価性引当額	△656,696千円
固定資産	178,478千円
繰延税金資産合計	243,712千円

(繰延税金負債)

資産除去債務相当資産	△6,410千円
繰延税金負債合計	△6,410千円
繰延税金資産の純額	237,301千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割	△1.7%
関係会社株式評価損	△2.9%
減損損失	△11.4%
評価性引当額	△31.1
その他の	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△16.5%</u>

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	2円45銭
(2) 1株当たり当期純損失金額	△254円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月27日

株式会社鉄人化計画
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 康之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鉄人化計画の平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、6月8日付の株主による臨時株主総会の招集請求で、代表取締役に対し独断的職務遂行を理由とする解任が求められ、当該代表取締役は6月末に辞任し、8月3日に開催された臨時株主総会において3名の取締役が辞任し、新たに選任された4名の取締役による新経営陣により職務の執行が行われています。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

平成29年10月30日

株式会社 鉄人化計画 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 緑 河 久 彰 ㊟

監 査 役(社外監査役) 尾 堂 孝 一 ㊟

監 査 役(社外監査役) 江 崎 修二朗 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略) (新設)</p> <p>第2章 株式 第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> 第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u> (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり) <u>(機関)</u> 第5条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u></p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、<u>5名以内</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p><u>2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>2 法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p><u>3 前二項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>4 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>5 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (条文省略) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</p>	<p>3 増員または補欠により選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を取締役（監査等委員であるものを除く。）から選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第24条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略) (新設)</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p><u>第5章 監査等委員および監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定めた額とする。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> 第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第41条 当社は会計監査人を置く。 第42条～第43条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算 第45条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人 (削除)</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 平成29年11月開催の第19回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 平成29年11月開催の第19回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おかさき だいすけ 岡崎 太輔 (昭和46年4月25日生)	平成6年4月 株式会社東京都市銀行入社 平成12年10月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成16年1月 株式会社ファンライフ設立 代表取締役CFO就任 平成18年1月 株式会社シーアンドシーメディア取締役CFO兼社長室長就任 平成19年10月 株式会社インサイトテクノロジー取締役経営企画管理本部長就任 平成23年10月 株式会社エスクリ入社 平成24年12月 同社管理本部長就任 平成25年4月 同社執行役員管理本部担当就任 平成25年5月 株式会社渋谷取締役就任 SHIBUTANI エステート・パートナーズ株式会社取締役就任 平成25年6月 株式会社エスクリ取締役兼上級執行役員管理本部管掌兼管理本部長就任 平成27年7月 ファースト・バシフィック・キャピタル有限会社 マネージングディレクター社長室長就任 平成27年10月 One For All (Singapore) Pte. Ltd. Director就任 One Step (Singapore) Pte. Ltd. Director就任 平成28年9月 株式会社えがお常務取締役就任 平成28年11月 学校法人環境造形学園理事就任 平成28年12月 株式会社食彩ホールディングス常務取締役就任 平成29年4月 株式会社アクティビティサポート取締役就任 平成29年5月 株式会社シルバーバックス・プリンシパル執行役員社長就任 株式会社ウッシーナ常務取締役就任 株式会社神戸クルーザー常務取締役就任 株式会社コンチェルト常務取締役就任 平成29年8月 当社代表取締役社長就任（現任）	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たきえ なりよし 滝江 成吉 (昭和47年12月5日生)	平成11年12月 当社入社 平成24年6月 当社店舗営業部長就任 平成27年1月 当社店舗事業本部店舗管理部長就任 平成28年11月 当社店舗事業本部長就任 平成29年8月 当社取締役兼執行役員兼経営戦略本部本部長就任(現任)	400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡崎太輔氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているため、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、同氏の知識や経験等を経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。
3. 滝江成吉氏は、長年にわたり店舗営業に関する業務に従事し、当社の営業活動をけん引してまいりました。現在は、取締役経営戦略本部長を務めており、当社生え抜きによる経営への回帰を推進するために、取締役候補者としていたしました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おび としひと 小尾 敏仁 (昭和35年6月4日生)	昭和59年3月 株式会社SFCG入社 平成元年8月 同社企画部長就任 平成4年4月 同社取締役就任 平成12年8月 同社常務取締役経営管理本部長就任 平成15年8月 同社相談役就任 平成18年5月 株式会社ケイブ顧問就任 平成18年7月 ビーズマニア株式会社取締役就任 平成18年8月 株式会社ケイブ取締役就任(現任) 平成29年8月 当社社外取締役就任(現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	野宮 拓 (昭和51年3月7日生)	平成12年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成12年4月 弁護士登録・三井安田法律事務所入所 平成16年8月 日比谷パーク法律事務所入所 平成18年5月 米国ペンシルバニア大学ロースクール修士課程(LL.M.)修了 平成18年9月 ヘインズ・アンド・ブーン法律事務所(ダラス)勤務 平成19年3月 ニューヨーク州弁護士登録 平成22年1月 日比谷パーク法律事務所パートナー弁護士就任(現任) 平成22年7月 社団法人日本プロサッカーリーグ監事 平成24年2月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ法務委員会委員長(現任) 平成25年11月 国際サッカー連盟(FIFA)紛争解決室委員(クラブ代表)(現任) 平成27年9月 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ法務委員会委員長(現任) 平成29年6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役(現任) 平成29年8月 当社社外取締役就任(現任)	一株
3	西口 英世 (昭和26年7月8日生)	昭和45年3月 警視庁入庁 昭和52年12月 警視庁巡査部長 昭和55年1月 警視庁警部補 平成4年3月 警視庁警部 平成12年2月 荒川警察署 刑事課長 平成13年9月 警視庁警視 平成16年3月 公安第三課 課長代理 平成18年8月 野方警察署 副署長 平成19年8月 公安第三課 理事官 平成21年1月 三鷹警察署 署長 平成22年9月 公安第三課 課長 平成23年2月 警視正 平成23年8月 退任 平成23年10月 三菱商事株式会社 入社	一株

- (注) 1. 野宮拓氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同所と顧問契約を結んでおりますが、当事業年度における取引額は、当社の連結売上高及び同所の連結売上高のいずれに対しても0.1%未満と僅少です。また、当社は同氏に対して役員報酬以外に金銭その他の財産を支払っておりません。
2. 上記以外の各監査等委員である取締役候補者の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小尾敏仁氏、野宮拓氏及び西口英世氏は社外取締役候補者であります。
4. 小尾敏仁氏、野宮拓氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、取締役の選任が承認された場合、西口英世氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。

6. 小尾敏仁氏は㈱東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届出をしております。また、西口英世氏は取締役の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出をする予定であります。
7. 小尾敏仁氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって約4ヶ月となります。
8. 野宮拓氏は、弁護士として専門的知識を培われているほか、企業経営を取り巻く環境についての知見を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結のときをもって約4ヶ月となります。
9. 西口英世氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。警察官として培われたコンプライアンスに関する豊富な知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社取締役の報酬額は、平成12年6月1日開催の臨時株主総会において「年額150百万円以内」としてご承認いただき今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢と当社の財政状況を鑑み、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額100百万円以内とすることにつきお諮りするものです。

現在の取締役は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢と当社の財政状況を鑑み、年額30百万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員の員数は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都目黒区東山三丁目8番1号
株式会社鉄人化計画本社
大会議室（東急池尻大橋ビル2階）
電話番号 03-3793-5111



〔交通〕

- 東急田園都市線「池尻大橋」駅
東口より徒歩5分